

解体業 経営者・管理者の皆様へ

破砕工程でエアバッグ類未処理 による人身事故が発生しました



ご注意ください



破砕工程や指定引取場所、再資源化施設等で
エアバッグ類の未処理による人身事故が
発生した場合、排出業者である解体業者には、
『解体業者の再資源化実施義務等違反
(法16条)』及び『業務上過失傷害等の
刑事罰』が科せられる事があります。

平素はエアバッグ類の適正処理にご尽力いただきまして、
ありがとうございます。

今般、破砕業者の手選別工程にて未処理エアバッグ類が
作動し、作業員が負傷するという事故が発生しました。

※2016年4月に同様の事故発生あり

解体業者の皆様方におかれましては、今一度エアバッグ類
の処理が確実に実施されているか再確認頂き、次工程への
搬出時に未処理エアバッグ類がないことを徹底頂きますよう
お願いいたします。

自動車再資源化協力機構（自再協）
TEL: 03-5405-6150 / E-mail: info@jarp.org